

施設認定規約

(目的)

第1条 本規約は一般社団法人日本感染対策協会（以下「当協会」という）が感染対策の発展・改善・充実・安心等に資すると認められる施設、または事業所、店舗、車両（以下「施設」という）に施設認定マークを付すことにより、感染対策に関する情報等を広く社会に提供し、消費者及び事業者を含めた感染対策全体の発展を支援することを目的とし、施設認定に対する規約として定めたものである。

(審査項目)

第2条 施設認定に関する審査は以下の基準をもとに行う。

(1) 対象となる施設の「感染源」に対する感染対策について、当協会の認定基準を満たしている。

(2) 対象となる施設の「飛沫感染」に対する感染対策について、当協会の認定基準を満たしている。

(3) 対象となる施設の「接触感染」に対する感染対策について、当協会の認定基準を満たしている。

(審査及び認定の適用範囲)

第3条 施設の審査及び認定は、1施設毎に行う。ただし、当協会が対象となる施設と同等の環境であると認めた施設は、複数の施設につき同時に審査及び認定を行う場合がある。

(認定施設と事業者の権利)

第4条 認定された施設（以下、「認定施設」という）については、施設認定マークの表示を当該施設及び当該施設に関する広告活動に使用する事ができる。

(認定施設事業者の会員種別)

第5条 当協会より施設認定を受けた事業者は、当協会の会員規約3条1号の正会員1とする。

(認定の取消し)

第6条 当協会は、認定施設について、以下の事項に該当する場合には、当該会員の施設の認定の全部または一部を取り消す事ができる。

(1) 対象となる施設（以下「対象施設」という）の感染対策に関する実施内容や改善内容等審査事項に関する申込内容や報告に、虚偽が存した場合。

(2) 対象施設に誇大広告がなされている場合。

(3) 対象施設に係るトラブル等により、当協会の名誉・信用を棄損し、またその恐れがある場合。

(4) 認定要件として認められた内容が、継続されていない場合。

(5) 認定要件として認められた内容を変更し、速やかに協会に報告しなかった場合。

2 対象施設の事業者は、前条各号のいずれかに該当することにより認定が取り消された場合には6ヶ月以内に、認定の事実が表記された物品の回収に努めなければならない。

3 認定を取り消された事業者が認定の取り消しにより損害を被った場合であっても、当協会は事業者の損害について、一切の責任を負わない。

(施設認定マークの取扱い)

第7条 施設認定マークは、当協会の審査の結果、認定を受けた施設に、認定を受けている期間のみ付与され、それ以外の施設に使用することはできない。

2 当協会は、認定施設の事業者が施設認定マークのデータ、ステッカー、認定証及び当協会ロゴのデータを提供する。

3 本条2項にて提供されたものの使用については、会員規約第12条1項1号、3項、及び4項に従うものとする。

(費用)

第8条 施設認定の申込料(以下、申込料と更新手数料とあわせて、「認定費」という)は1施設あたり初年度3万3000円(税込。消費税分は税率の変更に従い変更される)とする。

2 申込料は申込時に支払うものとし、当協会が発行する請求書により、当協会の指定する期限内に当協会の指定する口座へ一括で振り込むものとする。

3 既に納めた申込料については、審査結果、年度内の施設認定の取消し・取下げ等理由の如何を問わず、当協会はこれを返還しない。

(認定の有効期限と更新)

第9条 当協会の会計年度は毎年1月1日から同年12月31日とし、施設認定の更新は年度ごとに行う。

2 施設認定の更新手数料は1年・1施設あたり1万9800円(税込。消費税分は税率の変更に従い変更される)とする。

3 会員より施設認定の取り下げが10月末日までになされない限り、施設認定は自動更新されるものとし、会員は、同年の12月末日までに次年度の更新手数料を当協会の指定する自動引落しの方法により支払う。

4 既に納めた更新手数料については、年度内の施設認定の取消し・取下げ等理由の如何を

問わず、当協会はこれを返還しない。

(取下げ)

第10条 会員は、施設認定について取り下げを希望する場合には、書面または電子メールにより取り下げを行うことができる。

(変更の届出)

第11条 会員は、当協会に届けている事項について変更が生じた場合には、遅滞なく書面または電子メールにより変更の届出を行う。

2 当協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた損害や不利益等については一切の責任を負わない。

(秘密情報及び個人情報保持)

(本規約の追加・変更)

第12条 当協会は、以下の場合に、当協会の裁量により、本規約を変更することができる。

(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合する場合。

(2) 本規約の変更が、規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。

2. 当協会は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日を定め、同日より前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当協会が適当と認める方法により会員に周知する。

3. 当協会が会員に変更後の本規約の内容を周知し、変更後の本規約の効力発生日以降に会員が当協会に対し年会費、施設認定費、製品認定費等の支払いを行った場合、会員は、同変更を承諾したものとみなす。

附則

本規約は、2023年5月2日より施行する。

本規約は、2023年6月6日に改定し、即日施行する。